

藤沢記者クラブ各位

介護サービス事業所の指定の一部効力停止について

藤沢市の指定地域密着型サービス事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の10第6号及び第115条の19第11号（指定の取消し等）の規定に基づき、次のとおりの指定の一部効力停止処分を決定しましたので、報告します。

1 対象法人

- ・法人名 有限会社ケアメディカルことり
- ・法人代表者 代表取締役 久保田 志津
- ・法人所在地 藤沢市菖蒲沢 790 番地

2 対象事業所

- ・事業所名 ことりの森 ふじさわ
- ・事業所所在地 藤沢市菖蒲沢 790 番地
- ・サービス種別

① 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の人が共同生活する住宅で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられる施設

② 小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、訪問や短期宿泊といったサービスも行う多機能施設

3 処分の理由

適正な手続きを経ずに施設利用者4人に対する身体的拘束を行ったため。
（人格尊重義務（法第78条の4第8項）に違反）

- ・車いすを柱やテーブルに紐で固定していた（身体拘束に該当）。
- ・車いす使用時に安全ベルトの使用を行っていた（身体拘束に該当）。
- ・ベッドに4点柵に相当するベッド柵の使用を行っていた（身体拘束に該当）。

4 処分に至る経緯

2024年 4月 郵送により、グループホームにおける利用者に対する身体拘束を
通報する匿名文書を収受

当該施設を訪問し、管理者に面談を実施、調査のための関係書類

- を収受
- 2024年 5月 当該施設の職員への面談及び電話にて事実確認を実施。並行して
～8月 書類調査を実施（併設する小規模多機能型居宅介護事業所における身体拘束の疑いも判明）
- 2024年 10月 調査の結果、グループホーム入所者及び小規模多機能型居宅介護事業所利用者 計4人に対し、適切な手続きを経ずに身体拘束が行われていたことを身体的虐待であると認定
運営法人に改善計画書を提出するよう通知
- 2024年 11月 虐待の認定に伴い、法に基づく監査を実施
- 2024年 12月 運営法人に行政処分の内容、理由を示すとともに弁明書の提出について通知

5 処分の内容

（1）指定の一部効力停止の内容

- ・新規利用者の受入れを停止する。
- ・介護報酬請求の上限を7割とする（報酬を3割減額する。）。

（2）指定の一部効力停止の期間

2025年（令和7年）2月1日から2025年（令和7年）7月31日まで

6 処分決定日

2025年（令和7年）1月31日

7 市の考え方・再発防止について

藤沢市指定の事業所での処分は初めてのことであり、大変遺憾に思います。
今後こうしたことが再び発生しないよう、指導を行ってまいります。

*この資料に関する問い合わせ先

（介護サービス事業所の処分に関すること）

藤沢市役所 福祉部 介護保険課

担当： 荒尾・高橋

内線： 3141

直通： 0466 (50) 8270

（高齢者虐待に関すること）

藤沢市役所 福祉部 高齢者支援課

担当： 榮・舟久保

内線： 3285

直通： 0466 (50) 3523